

入国者の集中隔離医療観察

新型コロナウイルスの陽性者は増加傾向ですが、経済活動を止めたくない中、各国は規制緩和の方向性が出てきています。中国においては集中隔離期間中に滞在するホテル代等は自己負担ですので現地の決済機能がない出張者や隔離期間が無くなるまでは短期の出張は当分見込めない状況です。

中国における集中隔離医療観察

【公告の内容】

国際線の逐次、回復を進め国外からの新型コロナウイルスの水際対策の貫徹を要求する。入国者が増加する状況の下、非「四類」人員（新型コロナウイルス確定診断症例、疑似症例、発熱症状のある者、濃厚接触者以外の人員を除く）の集中隔離医学観察と PCR 検査を以下のとおり通知する。

- ① 入国者が「民航局、税関総署、外交部の来中航空便乗客による新型コロナウイルスの PCR 検査陰性証明の所持搭乗に関する公告」に該当するときは、搭乗前に PCR 検査を要求し、各地で継続して入国者に対して PCR 検査、移動管理等の業務を要求し入国後に規定に照らし移送と集中管理し医学管理する人員を確保する。
- ② 遠距離 PCR 検査を完成した入国者については、封鎖移送管理条件、自宅隔離条件（独立した部屋と独立したトイレを有する）かつコミュニティに正確な管理ができる場合、自己の希望により「7+7」「2+1」の集中隔離による医学観察措置をできる。

入国者は入国地の税関で PCR 検査を受けた後、入国地で集中隔離 7 日かつ自費で PCR 検査（原則は集中隔離医学観察に入った日から 5 日目）を実行し、検査結果が陰性者は自宅隔離 7 日に移行、かつ隔離期間 14 日満了時に自己の意思により自費で一回 PCR 検査をする。

- ③ 入国者の隔離条件を満たす都市は、継続して入国者に対して 14 日の集中隔離医学観察を実施し、二回 PCR 検査をする。
- ④ 自宅隔離期間中に異常症状が現れた者と自宅隔離解除後の PCR 検査で陽性

となった者は規定に照らし即時に医療機関に送り診査治療を行う。検査の結果、疑似症例、確定診断症例、無症状感染者とその濃厚接触者については集中隔離医療観察を実行する。

PCR検査の陰性証明（搭乗前）

8月18日現在、上記①のPCR検査陰性証明が必要な国家としてリストアップされているのは韓国、英国、タイ、フィリピンなど47か国です。日本は指定されていませんが、経由地がリストアップされている場合は、①となりPCR検査の陰性証明が必要になります。（今後、指定される可能性はありますので出張前には確認が必要です。）

日本における国際的な人の往来の再開

現在146か国に滞在歴のある外国人等については「特段の事情」がない限り上陸はできません。ビジネス上必要な人材等や在留資格保持者等について入国、再入国が認められます。

① ビジネス上必要な人材等

2020年7月29日からタイとベトナムは在外公館で査証の申請等の受付を開始しており中国、台湾、韓国など12か国とは相手国と再開に向け協議調整中です。

② 在留資格保持者等

2020年8月5日から上陸拒否の対象地域と指定された日の前日（中国の場合は2020年4月2日）までに再入国許可をもって出国した在留資格保持者（ビジネス関係者、留学生、技能実習生等）は再入国が認められます。手続きとしては在外公館が発行する「再入国関連書類提出確認書」と出国する前72時間以内に医療機関から陰性証明「出国前検査証明」が必要となります。

日中間の国際線運行状況（一部）

航空会社	中国	日本	曜日
ANA 航空	浦東	成田	日
日本航空	大連	成田	火・木
上海吉祥航空	浦東	関西	火
上海吉祥航空	南京	関西	木
春秋航空	常州	関西	金